

議案第 1 号

亀山市病院事業基金条例の制定について

亀山市病院事業基金条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市病院事業基金条例

提案理由

条例の制定について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市病院事業基金条例

(設置)

第1条 病院事業の健全な運営に資するため、亀山市病院事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の亀山市病院事業会計予算（以下「予算」という。）で定める金額とする。

(管理)

第3条 基金の管理は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が行う。

2 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

3 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入し、又は病院事業の必要な経費に充てるものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を病院事業の業務に係る現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、処分することができる。

(1) 病院事業の用に供する施設若しくは設備を整備し、又は器械備品その他の固定資産を購入するために必要な経費に充てる時。

(2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が病院事業の運営上必要と認める経費に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。